

東大阪市立学校園の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

東大阪市教育委員会

## 目 次

1. 計画策定の趣旨 . . . . . P1
2. 計画の対象 . . . . . P1
3. 目標 . . . . . P2
4. 計画の期間 . . . . . P3
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . P4
6. 進行管理 . . . . . P5

## 1. 計画策定の趣旨

令和5年に改訂された「東大阪市教育行政に関する大綱」には『変化の激しい社会の中で、誰一人取り残されず、一人ひとりが幸せと思える生き方と社会環境を創造し、個人と地域社会のウェルビーイングが高まる教育をめざす』と掲げられている。

この実現に向けては、日々、教育職員が健康な状態で、いきいきと子どもたちへ接することのできる環境が必要不可欠である。

しかしながら、学校教育を支える教育職員の労働状況は依然として厳しく、喫緊の課題として、この間、本市教育委員会としても、サポート職員の配置や業務内容の見直し、DX化の推進など「学校における働き方改革」を進めてきたところである。

そういったなか、令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」において、文部科学大臣が定める指針に即して、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表や計画の実施状況の公表が義務付けられた。

これを受け、本市教育委員会としては、あらためて教育職員の働きやすさと働きがいの両立をめざし、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図り、子どもたちにとってよりよい教育へつなげていくため、本計画である「東大阪市立学校園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものである。

## 2. 計画の対象

本市立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に在籍する教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定するものをいう。）を対象とする。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）

第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

### 3. 目標

◎本計画において目指す目標

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均を30時間以下にする。(1人あたり)
- ・ 1箇月の時間外在校等時間が45時間以上の教育職員の割合を0%にする。
- ・ 1年間の時間外在校等時間が360時間以上の教育職員の割合を前年度より減少させる。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	1箇月の時間外在校等時間 (1人あたり平均)	1箇月の時間外在校等時間 が45時間以上の教育 職員の割合	1年間の時間外在校等 時間が360時間以上 の教育職員の割合
幼稚園 (幼稚園型認定 こども園を含む)	20.2時間	2.15%	14.3%
小学校 (義務教育学校の 前期課程を含む)	23.6時間	15.3%	35.9%
中学校 (義務教育学校の 後期課程を含む)	36.1時間	36.4%	60.5%
高等学校	30.1時間	23.0%	47.5%

※在校等時間とは(令和2年1月17日付け元文科初第1335号)

基本とする時間	・ 在校している時間
加える時間	・ 校外において職務として行う研修や児童 生徒の引率等の職務に従事している時間 ・ 各地方公共団体で定めるテレワークの時間
除く時間	・ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間 ・ 休憩時間

## (2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標

- ・教育職員の年次有給休暇の平均取得率（取得日数／当該年度に付与された日数）を次のとおりとする。（1人あたり）

幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	60.0%以上
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む)	90.0%以上
中学校 (義務教育学校の後期課程を含む)	90.0%以上
高等学校	90.0%以上

### 【令和6年度の年次有給休暇の平均取得率の状況】

	年次有給休暇の平均取得率（1人あたり） (取得日数／当該年度に付与された日数)
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	51.8%
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む)	80.8%
中学校 (義務教育学校の後期課程を含む)	80.6%
高等学校	89.4%

## 4. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

※計画の策定を規定する国の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において、政府は令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることから、本計画は令和11年度までの4年間とする。

## 5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

### (1) 教育職員の負担軽減のための取組

#### ●業務委託や外部人材の活用

- ・学校がスクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察OB等の専門家を積極的に活用できる環境を整備すること等により、子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中で生起する生徒指導事象等に対して、迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。
- ・部活動指導員の配置拡充を進めることにより負担軽減に努める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、生徒指導関係の校内会議へ参画することにより、専門的な知見を活用しつつ教育職員と連携・協働した支援体制を構築する。
- ・校内教育支援ルーム（SSR）支援員の配置を拡充し、不登校傾向の児童生徒や不登校から学校復帰する児童生徒への支援体制を構築する。
- ・学校外の水泳施設を活用（水泳指導の民間委託）することにより、学校プールの管理に関する負担軽減を図る。

#### ●業務の効率化

- ・情報通信技術支援員が指導者用端末や児童生徒用端末などのICT機器、ネットワーク設備の保守・管理業務を積極的に行う。
- ・汎用クラウドツールや生成AIの効果的な活用等により、学校園事務や会議のスリム化、効率化、確実化を図る。
- ・アカウント連携基盤システムの導入により、教育職員自身の各システムの共通ログイン機能においてログイン入力の手間を削減する。また、新入生や転入生の各システムへのアカウント登録を連携させることで、アカウント登録や管理の作業を削減する。

#### ●業務分担の見直し等

- ・留守家庭児童育成クラブでのトラブルや苦情等についての相談窓口を周知徹底する。
- ・学校体育施設等開放事業において、施設の使用や減免の申請書等の事務負担の軽減を図る。

## (2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 定時退勤日を週2回以上設定するよう推進する。
- ・ 長期休業等の期間中に10日間の一斉閉校（園）期間の設定を行う。

## 6. 進行管理

取組の着実な実行を図るため、教育委員会において各校園の教育職員の在校等時間の状況や年次有給休暇取得の状況などを把握し、課題がみられるときは、当該学校に対し、聞き取りや指導等を行うとともに、管理職に対し、自校園の状況等を分析し、必要な改善等を講じるよう定期的に啓発等を行う。また、毎年度、本市教育委員会のホームページにて達成状況を公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告するものとする。